

介護保険通信

令和4年度の介護保険料をお知らせしています

65歳以上の被保険者の令和4年度の介護保険料を決定しました。
7月中旬に被保険者の皆さんへお送りする「介護保険料賦課決定通知書(本徴収)」をご確認ください。



介護保険料の納め方

原則として年金からの引き去りで納めていただきます。
年金額等に応じて納め方が異なります。



あなたの年金額は？

年額18万円(月額1万5千円)以上

特別徴収

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料が
あらかじめ引き去りされます。

年額18万円(月額1万5千円)未満

普通徴収

偶数月に、口座振替または納付書で納めます。

※特別徴収と普通徴収を併用する場合があります。

こんなときは普通徴収になります

■特別徴収の人の保険料額が本算定後、 変更になったとき・・・

- 1.増額の場合は特別徴収と普通徴収の併用徴収となります。
- 2.減額となった場合、翌年の8月までは普通徴収となります。

■他の市区町村から転入した人は・・・

前住所地で年金から引き去りされていた人も、当分の間、
普通徴収となります。

■年金担保融資を受けたとき、または 年金の現況届の提出が遅れたときなど・・・

年金からの引き去りができなくなるため、当分の間、普通
徴収となります。

■65歳になった人は・・・

65歳到達後、約6～8か月間は普通徴収となります。

～仮徴収と本徴収～

仮 徴 収	4月(第1期)	前年度の保険料額をもとに 計算した 仮 の年間保険料額の 半額を3回に分けて納めます。
	6月(第2期)	
	8月(第3期)	

本 徴 収	10月(第4期)	令和3年中の収入等をもとに 確定した 年間保険料額から 仮徴収分を差し引いた残りの 額を3回に分けて納めます。
	12月(第5期)	
	2月(第6期)	

保険料を納めないでいると・・・

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、介護サービスを利用した時に、滞納した期間に応じて
下記のような措置があります。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると

利用者がいったんサービス
費用の全額を負担し、その
後、申請により費用の保険
給付分(7～9割)が支給
されます。

1年6か月以上滞納すると

左記の場合に、申請後に
保険給付分が支給されず、
滞納保険料に充てられる
ことがあります。

2年以上滞納すると

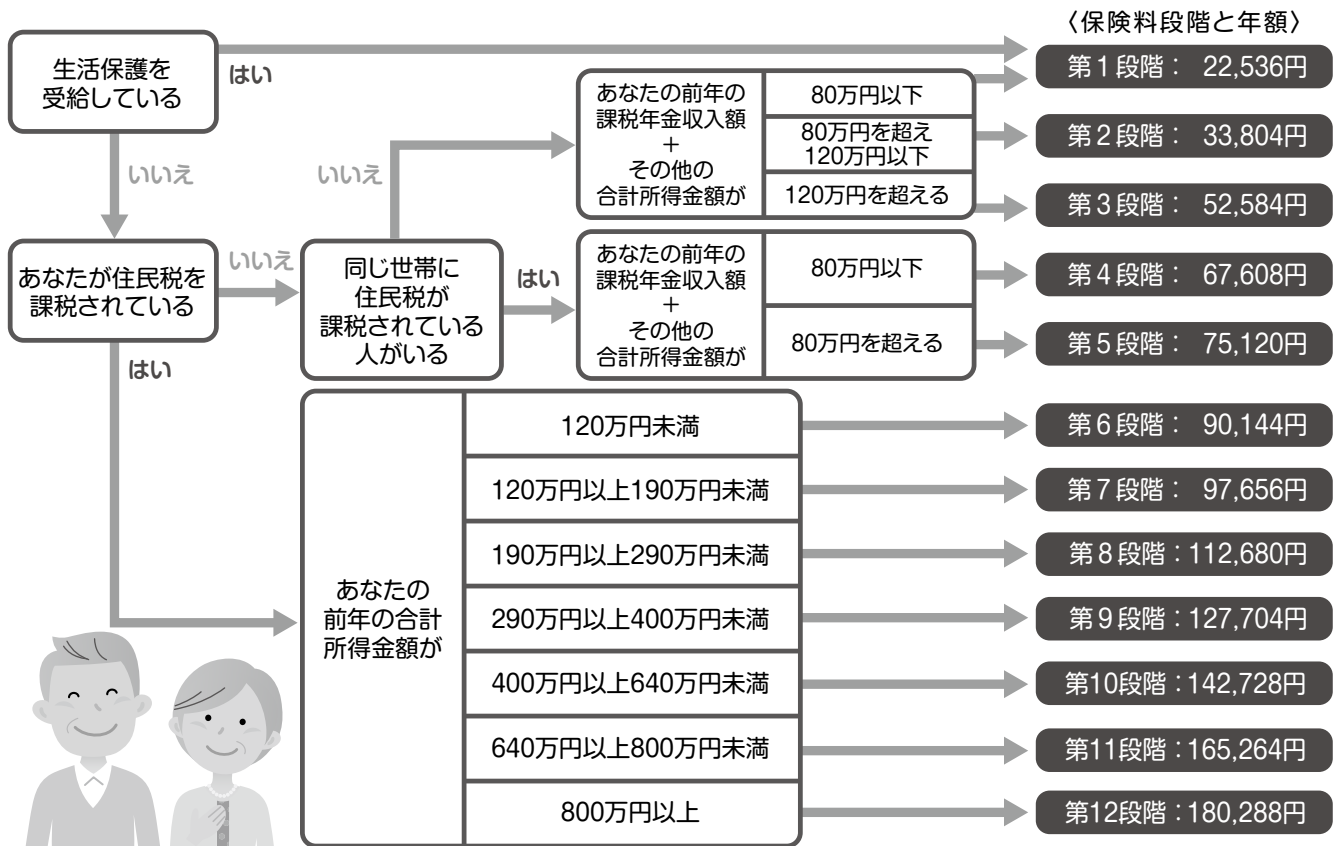
左記に加え、利用者の負
担割合が3割または4割
に引き上げられます。

困ったときはご相談を！

- ・災害等の特別な事情により、一時的に保険料が納められなくなったときは、保険料の減免や
猶予を受けられる場合があります。また、**新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の
減免**の制度(詳しくは次ページ)があります。高齢者福祉課までご相談ください。
- ・期限までに保険料の納付が困難な場合は、収納課(☎21-6647)へご相談ください。



65歳以上の人の介護保険料の決め方



- ・年間保険料を計算した結果、年額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- ・「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。合計所得金額に給与所得や公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。なお、長期譲渡所得や短期譲渡所得がある場合には、それにかかる特別控除額を差し引いた金額を用います。
- ・「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を差し引いた金額のことです。

新型コロナウイルス感染症に係る 令和4年度 介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和4年中の収入が前年と比べて減少し、一定の要件を満たす第1号被保険者(65歳以上)は、申請により介護保険料の減免を受けることができます。

対象者

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、**世帯の主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入の減少が見込まれ、次の(ア)(イ)の両方に該当する第1号被保険者**
 - (ア)令和4年中の事業収入等のいずれかの**減少見込額が、令和3年の当該事業収入等の額の3割以上** (減少見込額から保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除して算定)
 - (イ)令和3年の所得 (減少が見込まれる事業収入等に係る所得を除いた額) が400万円以下
 - ※減少が見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額や令和3年の合計所得金額が0円以下の場合は、減免対象となりません。

減免となる保険料

令和4年度分の保険料で、令和4年4月1日～令和5年3月31日までに納期限のあるもの ※主たる生計維持者の所得等により減免額を計算します。

申請に必要な添付書類

- ・対象者の①に該当する場合：医師の診断書の写し等
- ・対象者の②に該当する場合：主たる生計維持者の令和3年及び令和4年中の収入状況が確認できる書類 (給与明細書、会計帳簿、退職証明等の写し等)

申請期限

令和5年3月31日(金)まで

おたすね / 高齢者福祉課 ☎21-6212